

第 4 部 警戒宣言に伴う対応措置

第1編 対策の考え方

気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。

ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）「第4部 南海トラフ地震等防災対策」では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を受けた対応については、別途定める」こととし、「変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関連する情報』を『南海トラフ地震に関連する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応する」こととしている。

そのため、台東区地域防災計画においても、従来の「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応として定めるものとする。

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は下表のとおり。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表される	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※ 異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することがある。

※ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。

※ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

第1章 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日に、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

この折、東京都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱、地域によっては震度5強程度と予想されることから、強化地域として指定されなかった。

平成14年12月中央防災会議において、東海地震に関する想定震源域が見直される報告がなされたことから、平成14年4月24日付内閣府告示第12号によって新たに1都96市町村が指定され、都下では新島村、神津島村及び三宅村が津波による強化地域に指定された。

このため、東京都は、大規模地震対策特別法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施を義務付けられ、平成14年10月、東京都地域防災計画付編「警戒宣言に伴う対応措置」を改め震災編第5部「東海地震事前対策」を策定した。

その後、国による、「東海地震対策要綱」の策定、「東海地震に係る地震防災基本計画」の修正及び「東海地震に関する新しい情報発表について」の発表など東海地震対策を取り巻く状況の変化があった。

このような情勢の変化や国による東海地震対策の方針変化を考慮し、あらためて東海地震に係る諸対策の見直しを行うため、東京都地域防災計画震災編第4部第5章「東海地震事前対策」の所要の追加及び修正を行った。

一方、台東区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、台東区には、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等が義務づけられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想される。また、東京は首都として日本の政治、経済、文化等の中心であり、極度に人口及び都市機能等が集中していることから、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、台東区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、地域防災計画第4部として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定するものである。

第2章 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、東京の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、(1)警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、(2)東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生または警戒解除宣言が発せられるま

での間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発令時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、台東区地域防災計画のうち、「第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧）」で対処する。
- 4 台東区の地域は、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請で対応することとする。
- 5 本計画の策定に当たっては次の事項に留意した。今後、本計画の実施に当たり十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
 - (3) 区及び各防災機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3章 前提条件

本計画策定に当たっての前提条件は、次のとおりとした。

- 1 東海地震が発生した場合、台東区の予想される震度は震度5弱程度である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2編 防災機関の業務大綱

各防災機関が実施する業務等の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1章 台東区

機関の名称	事務または業務の大綱
台東区	<ol style="list-style-type: none"> 1 台東区防災会議及び台東区災害対策本部に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関する事 4 地震予知情報等の収集伝達に関する事 5 住民等に対する防災対策の指導に関する事

第2章 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
警視庁 (第六方面本部・各警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報等の収集、連絡に関する事 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 3 交通の混乱等の防止に関する事
東京消防庁 (第六消防方面本部・各消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報等の収集、連絡に関する事 2 災害の予防、警戒に関する事 3 区民の指導に関する事 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程に関する事
水道局 (中央支所) (文京営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水の準備に関する事
下水道局 (北部下水道事務所) (台東出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の保全に関する事
建設局 (第六建設事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事
交通局 (都営地下鉄)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送に関する事 2 都営地下鉄施設の保全に関する事
消防団 (上野消防団、浅草消防団、日本堤消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報等の収集、連絡に関する事 2 災害の予防、警戒に関する事 3 区民の指導に関する事

第3章 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第一普通科連隊 第五中隊	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事

第4章 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
日本郵便 (上野郵便局、浅草郵便局)	1 郵便事業の運行管理及び施設等の保全に関する事
J R 東 日 本 (区内各駅)	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道輸送の混乱防止に関する事
N T T 東日本—南関東 (東京東支店)	1 電話等の通信の確保に関する事
東 京 電 力 パワーグリッド (上野支社)	1 電力供給の確保に関する事 2 電力施設等の安全・保守に関する事
首都高速道路 (東京西局)	1 首都高速道路等の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
東 京 ガ ス (東部導管事業部)	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設の保全に関する事

第5章 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
東武鉄道	1 地震警戒体制に関すること 2 列車運行に関すること 3 要注意か所の点検に関すること 4 旅客に対する広報及び誘導に関すること 5 応急対策従事員の教育、訓練に関すること
京成電鉄	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
東京地下鉄	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
首都圏新都市鉄道	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること

第6章 公共的団体

機関の名称	事務または業務の大綱
医師会 (下谷医師会・浅草医師会)	1 医療及び助産活動の迅速的確な体制準備に関すること
歯科医師会 (台東区歯科医師会・浅草歯科医師会)	1 歯科医療活動の迅速的確な体制準備に関すること
薬剤師会 (下谷薬剤師会・浅草薬剤師会)	1 医療活動の迅速的確な体制準備に関すること
柔道整復師会 (東京都柔道整復師会台東支部)	1 応急救護活動の迅速的確な体制準備に関すること
獣医師会 (台東区獣医師会)	1 動物の医療救護活動の迅速的確な体制準備に関すること

第3編 事前の備え

第1章 東海地震に備え、整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、台東区地域防災計画震災予防計画に基づき実施する。しかし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日公布）の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな課題が生じてきた。

このため、本章では、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備・資器材等の整備と、②従来から推進してきた予防対策のうち東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげるものとする。

1 情報連絡体制の整備

機 関	内 容
台 東 区	正確な情報を迅速かつ円滑に伝達するため、固定系防災行政無線の屋外拡声器を設置するとともに、同じ放送が屋内でも受信できるように、防災ラジオを整備する。
各 警 察 署	運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の資器材を整備する。
各 消 防 署	警戒宣言が発せられた場合等においては、区民に対し迅速かつ正確な情報を伝達する必要がある。 このため、無線機器等情報連絡用資器材の整備を検討する。

2 公共輸送施設対策

機 関	内 容
J R 東 日 本 (台東区内各駅)	<p>(1)地震防災体制の整備 消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画相当事項及び発災時の震災対策を定めるとともに、昼夜別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2)危険防止対策 駅舎内外における落下・倒壊のおそれのあるか所及び火気使用施設・器具を定期的に点検し保守機関と連絡の上整備を図る。</p>
東 武 鉄 道	<p>(1)線路及び諸施設を点検し、あらたに要注意か所の有無を調査する。</p> <p>(2)要注意か所の点検監視を強化するとともに、地震による被害の軽減対策の可能なか所については、逐次対策を推し進める。</p> <p>(3)災害発生後の復旧を速やかにするため、管理区の復旧資材や機器等を確認整備するとともに、関係業者にこの旨を要請する。</p>
京 成 電 鉄	警戒宣言、地震予知情報等の把握並びに所属各部所に対する情報伝達を的確なものとするため、通信の整備を行う。
東 京 地 下 鉄	
都 営 地 下 鉄	
首都圏新都市鉄 道	

第2章 広報及び教育

1 広報

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

このため、区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対して的確な行動がとれるよう、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応の啓発を図る。

2 教育

各学校（園）においては、次の事項について、関係職員及び幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

（1）教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における、必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ① 地震発生時の安全行動
- ② 登下校（園）時等の安全行動等

（2）教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」（新版）及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

第3章 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱防止等については、全ての事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、事業所に対し、消防計画の作成等の指導を行う。

1 対象事業所

（1）一般事業所

- ① 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
- ② 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成しなければならない事業所

（2）特定事業所

危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

2 指導の内容

- （1）消防計画等に定める事項
- （2）予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）
- （3）事業所防災計画に定める事項

3 指導の方法

- (1) 印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会その他各種集会における指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修における指導
- (4) その他立入検査等消防行政執行時における指導
- (5) ホームページによる周知

第4章 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置き、次のとおり防災訓練を実施する。

機 関	内 容
台 東 区	<p>台東区総合防災訓練等各種訓練に、警戒宣言等に関する想定を取り入れて実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練と協力体制 情報の収集伝達と各防災機関・町会等密接な連絡を保つものとする。 2 総合防災訓練 区と区民、民間協力団体及び関係防災機関が一体となって防災意識の高揚、防災活動の習熟を図るため実施する。 3 個別防災訓練 自主防災組織相互間の協力関係を推進するため、合同訓練や各単位組織で訓練を実施する。 4 職員参集訓練 警戒宣言時における職員の参集訓練を実施する。 5 本部運営訓練 災害対策本部長を中心に、指揮命令が円滑に伝達されるよう、本部員の訓練を実施する。
各 警 察 署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関及び区民と協力して合同訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 参加機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区 (2) 区民及び事業所 2 訓練項目 訓練は、機関単独訓練及び関係機関または地域防災組織等との合同訓練に区分して行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備要員の招集及び部隊編成訓練 ○ 情報収集伝達訓練 ○ 警備本部設置訓練 ○ 交通対策訓練 ○ 避難誘導訓練 ○ 広報訓練 ○ 救出救護訓練 ○ 通信伝達訓練 ○ 装備資器材操作訓練 (2) 合同防災訓練 台東区及び関係機関と合同して、防災諸対策の総合的訓練を行う。 3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

機 関	内 容
各 消 防 署	<p>警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団 ○ 災害時支援ボランティア ○ 協定締結等の民間団体 ○ 区民及び事業所 ○ その他関係機関 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常召集命令伝達訓練 ○ 通信運用訓練 ○ 参集訓練 ○ 部隊編成及び部隊運用訓練 ○ 初動措置訓練 ○ 消防団との連携訓練 ○ 情報収集訓練 ○ 協定締結時の民間との連携訓練 ○ 震災警防本部等運営訓練 ○ 各種計画、協定等の検証 <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度指定する。</p>
水 道 局 (中央支所) (文京営業所)	<p>1 訓練内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水対策本部の設置に関する本部運営訓練 ○ 職員の参集及び配置替え等職員の非常参集訓練 ○ 情報連絡活動の習熟を目的とした通信連絡訓練 ○ 水道施設の保安点検及び応急給水などの訓練 <p>2 訓練方法</p> <p>訓練は、各部と事業所が一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練があり、次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期訓練を年1回以上実施する。なお、訓練は、職員の分担を決めた上で行う。 ○ 随時の訓練は、職員に異動があったとき及び水道施設の新設や運転方法に変更があったときなど、必要に応じて実施する。
下 水 道 局 北部下水道事務所 (台東出張所)	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。</p>
都 営 地 下 鉄	<p>防災対策に従事する職員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常招集訓練 ○ 情報連絡訓練 ○ 旅客誘導案内訓練 ○ 各担当に必要な防災訓練 <p>なお、区、警察、消防等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加、地震防災に関する知識の習得を図る。</p>

機 関	内 容
<p>J R 東 日 本 (台東区内各駅)</p>	<p>警戒宣言発令時並びに地震発生に伴う応急対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成するため、次の訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 局全般を対象にした総合防災訓練を年1回以上実施する。 2 現業機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令時の対応訓練 <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報連絡・伝達訓練 ○ 招集伝達・参集訓練 (2) 地震発生時の初動措置訓練 <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止・防護訓練 ○ 重要書類・物品等の搬出訓練 (3) 応急防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡・初期消火・避難誘導訓練 ○ 救出救護訓練 3 都、区その他防災機関が実施する総合共同防災訓練については、積極的に参加し地震防災に関する技能の習得を図る。
<p>N T T 東 日 本 一 南 関 東 (東京東支店)</p>	<p>防災を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を定期または随時に年1回以上実施する。</p> <p>訓練の内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常招集 3 宣言前の準備行動及び宣言が発せられた場合における応急措置 4 災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <p>国又は東京都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。</p>
<p>東 京 電 力 パワーグリッド (上野支社)</p>	<p>防災業務計画に定める防災訓練に当たっては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資器材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>また、国や区が実施する防災訓練に、積極的に参加する。</p>

機 関	内 容
首都高速道路	<p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常参集訓練 (2) 初動対応訓練 (3) 応急対策訓練 (4) 避難誘導訓練 2 実施時期・回数 年1回以上
東京ガス (東部導管事業部)	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>訓練の内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 保安設備の点検 5 資器材等の点検 6 導管管理事業所との連携 7 緊急処置（ブロック化、放散、通話、テスト等の模擬訓練） 8 警戒解除宣言に係る措置
東武鉄道	<p>応急対策従事職員に対し、応急対策に必要な次の訓練を年2回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導訓練 4 その他各業務に必要な防災訓練 <p>なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。</p>

機 関	内 容
首都圏新都市鉄道	<p>非常時召集要員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 異常時総合訓練（10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車防護訓練 ○ 通報連絡訓練 ○ 対策本部・現地本部設置訓練 ○ 情報収集伝達訓練 ○ 救出・避難誘導訓練 ○ 仮設電話設置訓練 ○ 支障物除去訓練 ○ 応急手当訓練 ○ 心肺蘇生訓練 ○ 軌道復旧訓練 ○ 車両脱線復旧訓練 ○ 電車線断線復旧訓練 <p>2 防災訓練（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常召集訓練 ○ 一旦停止訓練 ○ その他各所で訓練を実施 <p>なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。</p>
その他の機関	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。</p>

第4編 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報 発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

本編においては、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時に伴う社会的混乱を防止するため、必要に応じて実施すべき対応措置について定める。

第1章 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

1 情報内容と区及び防災関係機関の配備体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）は、通常とは異なるデータが観測された場合に発表される情報である。

したがって、東京都総合防災部から東海地震に関連する調査情報（臨時）の連絡を受けた場合は、区及び防災関係機関は、平常時の活動を維持しながら、情報の内容に応じた必要な情報連絡体制をとる。

2 情報活動

区は、「情報監視体制」をとり、気象庁、都及び関係機関から情報収集を行うとともに、次章の「東海地震注意情報発表時の伝達」に準じて伝達を行う。区が夜間・休日に調査情報を受けたときは、警戒待機者及び宿直員は、危機管理室長の指示により、危機・災害対策課職員が参集するまでの対応を行う。

第2章 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）が発表された場合、区・各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備体制に入る必要がある。

このため、ここでは、注意情報発表時の伝達に関して必要な事項を定める。

1 伝達経路

各機関内部の伝達経路については、各機関であらかじめ定めておくものとする。

2 伝達方法

伝達は、優先電話等を活用して行うものとする。

3 伝達体制

注意情報発表時には、区及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のために必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な措置を講ずるものとする。

機 関	内 容
台 東 区	東京都総務局総合防災部から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに優先電話等により各部課に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対して周知する。
各 警 察 署	警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに携帯無線機若しくは一斉電話により交番等各勤務員に伝達する。
各 消 防 署	東京消防庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、各消防出張所及び消防団に伝達する。
J R 東 日 本 (台東区内各駅)	地震災害警戒本部を設置することを前提として、本部要員は非常参集して待機する。
その他の機関	区災害対策本部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに区内各部所及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

第3章 活動体制

1 区、警察署、消防署

機 関	内 容
台 東 区	<p>1 災害対策本部の設置準備 注意情報が発せられた場合、または知り得た場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間、休日等の勤務時間外に注意情報が発せられた場合、または知り得た場合は、警戒待機者が、区幹部に連絡し、登庁を要請する。危機・災害対策課職員は、自発的に参集することになっているが、参集するまでは、警戒待機者及び宿直員が災害対策本部の設置準備等に対応するものとする。</p> <p>2 職員の参集 職員の参集は、第1次非常配備体制をとる。なお、動員の伝達は、各部で定める情報伝達経路により行うものとする。</p> <p>3 注意情報発表時の所掌事務 区災害対策本部が設置されるまでの間、危機・災害対策課が関係防災機関の協力を得て次の所掌事務を行う。 (1) 政府の準備活動開始の意思決定や判定会の開催等の注意情報の続報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 関係防災機関との連絡調整</p>

第4編 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意
情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第3章 活動体制

機 関	内 容
各 警 察 署	<p>1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>(1)方面本部 方面本部長は方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。</p> <p>(2)現場警備本部 各警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたときまたは注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p>
各 消 防 署	<p>東京消防庁が注意情報の通報を受け、震災警戒態勢を発令した場合は、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全消防職員及び全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係防災機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止、初期消火等の広報の実施 9 警戒派遣所の開設 10 その他消防活動上に必要な情報の収集

2 その他の機関

注意情報を受けた場合は、各防災機関は次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

機 関	内 容
N T T 東 日 本	<p>注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）

機 関	内 容
首都高速道路	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意情報の連絡を受けたときは、緊急体制をとり、速やかな役員及び社員の参集を実施し、緊急災害対策本部を設置する。 2 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施する。
東京ガス (東部導管事業部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部並びに地震災害警戒支部の設置 注意情報または警戒宣言が発せられた場合、保安規程第53条の8に基づき、直ちに本社内に地震災害警戒本部を、また、東部導管事業部内に地震災害警戒支部を設置する。 2 相互協力 警戒宣言発令時の対応策として、地震が発生した場合のガス工作物への被害を想定し、協力会社との応援体制を整え応急対策等を実施する。
東武鉄道	注意情報の連絡を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従事員を非常招集する。
京成電鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報を受けたときは、災害対策規則に基づき、災害対策本部を設置する。 2 要員を非常招集する。
東京地下鉄	社内規程に基づき注意情報の連絡を受けたときは、直ちに社員を非常招集して事故・災害等対策本部を設置し対応する。
首都圏新都市鉄道	注意情報の連絡を受けたときは、直ちに非常招集して対策本部を設置する。
その他の機関	注意情報の連絡を受けた場合、各防災機関は要員を招集し、待機態勢をとる。

第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、区及び防災関係機関は住民に必要な情報を伝達するほか、冷静な行動を呼びかける等混乱の発生を防止するための広報を行う。

第5章 注意情報発表時の混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱が発生するおそれがあるとき、または混乱が発生したときは、これらの混乱を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
台 東 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報の収集及び伝達 2 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他
各 警 察 署	注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配置する。
各 消 防 署	注意情報の発表後は、消防団等と連携し、情報収集に努め、住民、事業所に対する広報及び指導を行う。
N T T東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保
J R 東 日 本 (台東区内各駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅社員、鉄道警察職員を派遣するなど駅客扱い要員の増強を図る。 2 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、状況判断を速やかに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
都 営 地 下 鉄	<p>主要駅、ターミナル、連絡駅等において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ旅客の安全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察署の協力を得て、警備体制を確立する。 2 状況により、出入口の使用制限を実施する。

機 関	内 容
東京地下鉄	1 混乱防止を図るため、社員の派遣及び警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。 (2) 改札止め（入場制限）、階段規制、一方通行、必要なか所以外の出入口閉鎖等混乱防止に必要な事項を行う。
東武鉄道	1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため、正確に情報連絡を行う。 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。 3 駅放送、掲示板及び車内放送等により、運行状況の情報提出に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。
京成電鉄	1 要員を非常招集するとともに、早期に警察官の出動を要請する。 2 旅客の安全確保のため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況を把握し、適切な放送を行う。 (2) 必要により入場規制を行う。
首都圏新都市鉄道	1 旅客の混乱が予測される場合は、客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を速やかに行う。

第5編 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

東京都の区部は地震対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生を防止するため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本編においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1章 活動体制

1 区の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部（以下、「区本部」という。）を設置する。

(2) 区本部の設置場所

区本部の設置場所は、研修室・災害対策本部会議室（台東区役所10階）若しくは庁議室（台東区役所4階）いずれかとする。

(3) 区本部の組織

区本部の組織は、災害対策基本法、台東区災害対策本部条例、同条例施行規則の定めるところによる。

(4) 本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集・伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- ④ 防災機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 区民への情報提供

(5) 配備体制

警戒宣言時における区本部の配備体制は、第1次非常配備体制とする。

(6) 区本部の標示

区本部が設置された場合、「台東区災害対策本部」の標示を行う。

2 防災機関等の活動体制

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、台東区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- (2) 指定公共機関等は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織、防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- (3) 区の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

3 相互協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。
- (2) 防災機関等の長または代表者は、区に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、または区若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、区（危機・災害対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。
 - ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める理由）
 - ② 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援を必要とする日時、期間
 - ⑤ 応援を必要とする場所
 - ⑥ 応援を必要とする活動内容
 - ⑦ その他必要な事項

第2章 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

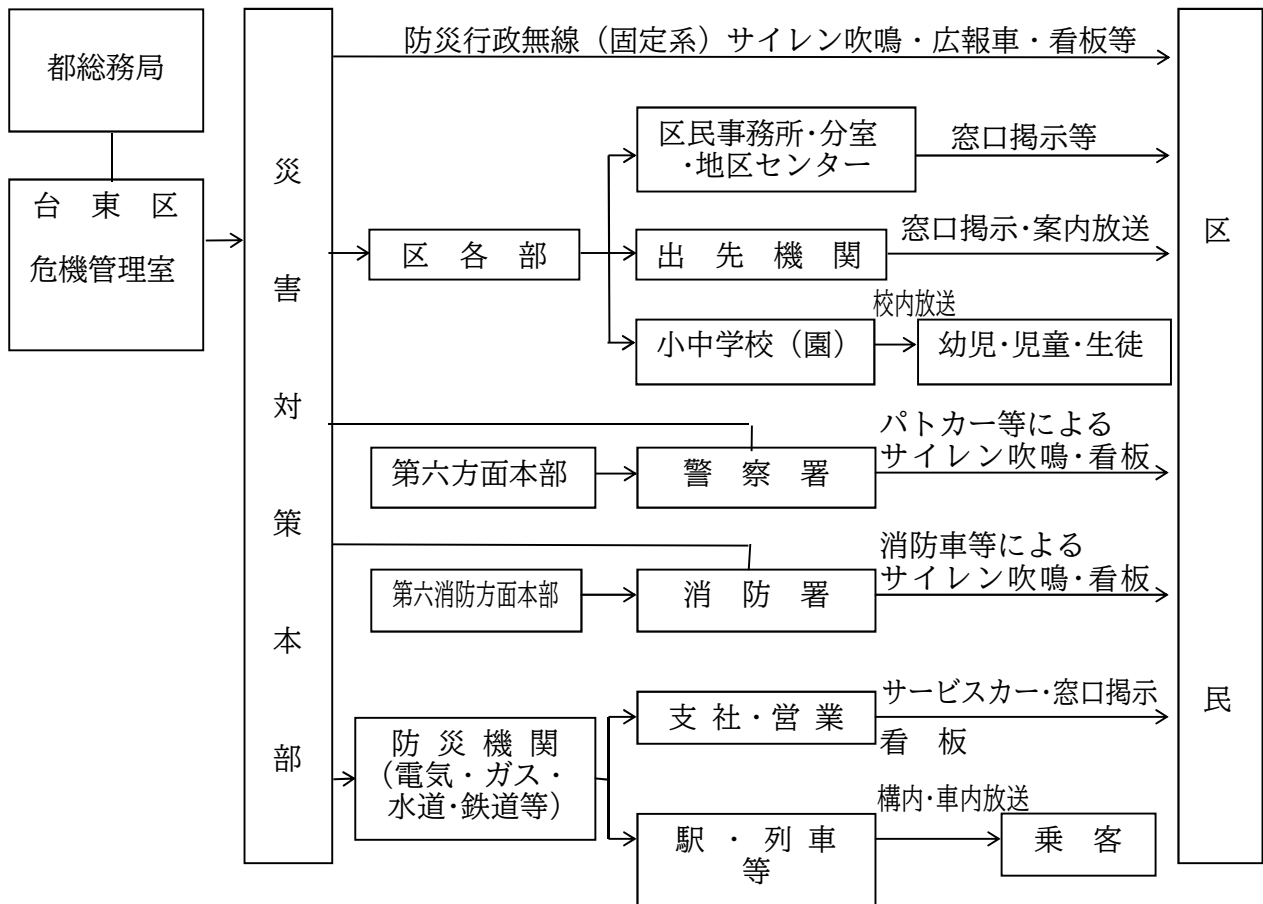
本章では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。

警戒宣言・地震予知情報等伝達系統図



(2) 伝達体制

機 関	内 容
台東区	<ol style="list-style-type: none"> 1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課・出先事業所に伝達するとともに、区教育委員会に連絡する。 2 一般区民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴並びに広報車、防災無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
各警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線及びその他の手段により各交番等の勤務員に伝達する。 2 各警察署は、区に協力し、パトカー等の所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
各消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報伝達は、消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防出張所及び消防団に伝達する。 2 各消防署（所）は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
J R 東日本 (台東区内各駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言の伝達等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し伝達する。 (2) 運行中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長が列車の停車を待って速やかに伝達する。 (3) 旅客等への伝達 <ol style="list-style-type: none"> ア 駅においては、駅頭に掲示するほか、放送をもって行う。 イ 運行中の列車の車掌は、車内の旅客に対し放送をもって行い、旅客の動揺や混乱防止に努める。 2 伝達事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報の内容 (2) 列車の運転計画及び運転状況 (3) 警戒本部の設置及び警戒体制の実施
首都高速道路	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集を実施し、非常災害対策本部を設置する。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。
区医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 区は、都総務局から通報を受けたときは、各地区の医師会に伝達する。 2 各地区医師会は、管下の病院、診療所に伝達する。

機 関	内 容
そ の 他 の 機 関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 東京での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻そうなどの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、各防災機関及び区等が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、区災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区本部等は、必要情報を速やかに区民等へ広報するものとする。

第3章 消防、水防、危険物対策

1 消防対策

(1) 消防署活動体制

東海地震注意情報を受けた場合は震災警戒態勢を発令して、次の対策を行う。

- ① 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- ② 震災消防活動部隊の編成
- ③ 関係防災機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資器材の準備
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員の派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑨ 警戒派遣所の開設
- ⑩ その他消防活動上に必要な情報の収集

(2) 区民・事業所に対する呼びかけ

対象	事項	内容
区民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、初期消火用水利等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱い施設

予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ① 操業の停止または制限
- ② 流出拡散防止資器材等の点検、配置
- ③ 緊急しゃ断装置等の点検、確認
- ④ 火気使用の中止または制限
- ⑤ 消防用設備等の点検、確認

(2) 化学薬品等取扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ① 転倒、落下及び流出拡散防止等の措置
- ② 引火または混合混触等による出火防止措置
- ③ 化学薬品等取扱いの中止または制限
- ④ 火気使用の中止または制限
- ⑤ 消防用設備等の点検、確認

(3) 危険物輸送

消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ① 出荷、受入れの停止または制限
- ② 輸送途中車両における措置の徹底

3 水防対策

(1) 施設の点検

日本堤ポンプ所放流渠の施設点検を行う。

(2) 水防資器材の点検整備

備蓄資器材の点検整備を行う。

第4章 警備・交通対策

1 警備対策

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられた後、現場警備本部において公聴及び広報体制を整え、区民からの問い合わせに万全を期する。

① 広報重点地区

幹線道路、繁華街等多数の人が集合する場所

② 広報手段及び方法

ア 広報車、パトカー、ミニパトカー等の自動車による広報

イ 警ら員等による広報

ウ 交番等の備付拡声器による広報

③ 広報の内容

ア 地震予知情報等の内容、地震に関する正確な情報の伝達

イ 道路交通の概況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転者のとるべき措置及び車両運転自粛に関する事項

エ 住民のとるべき行動

オ 不法事案等を予防するための正確な情報の伝達

カ 交通機関の運行状況その他生活関連情報等区民の不安解消を図るため緊急に広報すべき事項

2 治安活動

(1) 避難場所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し必要により臨時交番の設置、集団警らなどを行い、地域警察活動を強化する。

(2) 町会、自治会、防犯協会等のリーダーに対して自警団の編成を要請し、地域の安全活動及び警戒活動に当たる。

(3) 地域安全活動において必要があると認められる場合は、警備業者の活用について考慮する。

3 交通対策

(1) 基本方針

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

- ① 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。
- ③ 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
- ④ 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。

(2) 運転者のとるべき措置

- ① 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- ② 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- ③ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ア 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
 - イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - エ カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- ④ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ウ 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - エ 貴重品を車内に残さない。

(3) 交通規制

- ① 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。
 - ア 環状七号線の内側の道路
都心に向かう車両は極力制限する。
 - イ 緊急交通路
日光街道、水戸街道、蔵前橋通り及び京葉道路については、必要に応じて車両の通行を制限する。
 - ウ 首都高速道路
状況により車両の流入を制限する。

- ② 現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急通行車両の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

4 道路管理者のとりべき措置

機 関	措 置
台東区	1 道路管理における危険箇所の点検を行う。 2 各工事現場は防災措置をとるとともに、避難、緊急活動等の支障とならないよう処置する。 3 道路啓開をはじめとする、災害応急復旧体制の準備をする。 (1) 出動可能人員の把握 (2) 機器材の点検、配置
首都高速道路	1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要な補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

第5章 公共輸送対策

1 鉄道機関

(1) 運行方針

防災関係機関、報道機関並びにJR東日本の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(2) 運行措置

機 関	運 行 措 置
J R 東 日 本 (台東区内各駅)	<p>地震防災対策強化地域外周部における線区は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。</p> <p>ただし、警戒宣言が発令された場合、運転中の電車・列車は、車内放送によりお客様へ周知を図り、最寄の駅で停車する。</p>
都 営 地 下 鉄 東 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄	<p>1 警戒宣言当日 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し減速運転(地上部及び地下部とも45km/h以下の注意運転)を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>2 翌日以降 あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>
京 成 電 鉄	<p>1 警戒宣言当日 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>2 翌日以降 一部列車の運転中止、特急・急行の各駅停車化を、乗入先各社と調整の上実施する。 輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>
首都圏新都市鉄道	<p>1 警戒宣言当日 通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。</p> <p>2 翌日以降 平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。</p>

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

- ① 平常時から運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
- ② 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- ③ 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

機 関	措 置
J R 東 日 本 (台東区内各駅)	<p>1 旅客の安全を図るための措置</p> <p>(1) 地震予知発令や警戒宣言が事前に発表された場合、電車・列車は運転を見合わせるため、駅内放送を強化しお客様へ周知を図り、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、改札止め・階段規制・入場制限を実施するとともに、旅客のう回案内・一方通行等を早めに行う。</p> <p>(3) 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>2 その他の措置等</p> <p>(1) 社員を派遣して、駅の旅客案内要員の増強を図る。</p> <p>(2) 強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。</p> <p>(3) 状況により、全ての乗車券類の発売を停止する。</p>
都 営 地 下 鉄	<p>1 旅客の安全を図るための措置</p> <p>(1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>(3) 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>2 その他の措置等</p> <p>(1) 状況を駅管理所長に通報し、応援等を要請する。</p> <p>(2) 状況により、乗車券の発売中止を行う。</p>
東 武 鉄 道	<p>旅客の安全を図るための措置</p> <p>(1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>(3) 状況により、警察官の応援を要請する。</p>

機 関	措 置
京 成 電 鉄	<p>1 旅客の安全を図るための措置</p> <p>(1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>(3) 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>2 その他の措置</p> <p>(1) 状況により、乗車券の発売を制限または中止する。</p> <p>(2) 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</p>
東 京 地 下 鉄	<p>1 旅客の安全を図るための措置</p> <p>(1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>(3) 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>2 その他の措置</p> <p>乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係各社、警察署等と打合せたものにより実施する。</p>
首都圏新都市鉄道	<p>1 旅客の安全を図るための措置</p> <p>(1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>(3) 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>2 その他の措置</p> <p>乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係鉄道会社、警察署等と打合せたものにより実施する。</p>

(5) 列車の運転停止措置

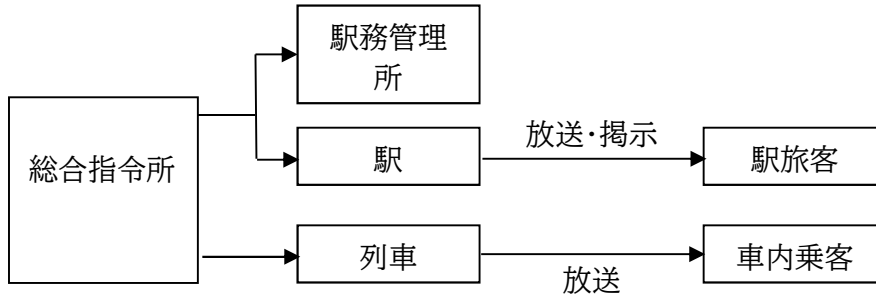
鉄道機関、警察署及び消防署等は、一致協力して、上記(1)から(4)までの措置をとり、列車運行の確保に努める。しかし、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

2 バス、タクシー等の対策

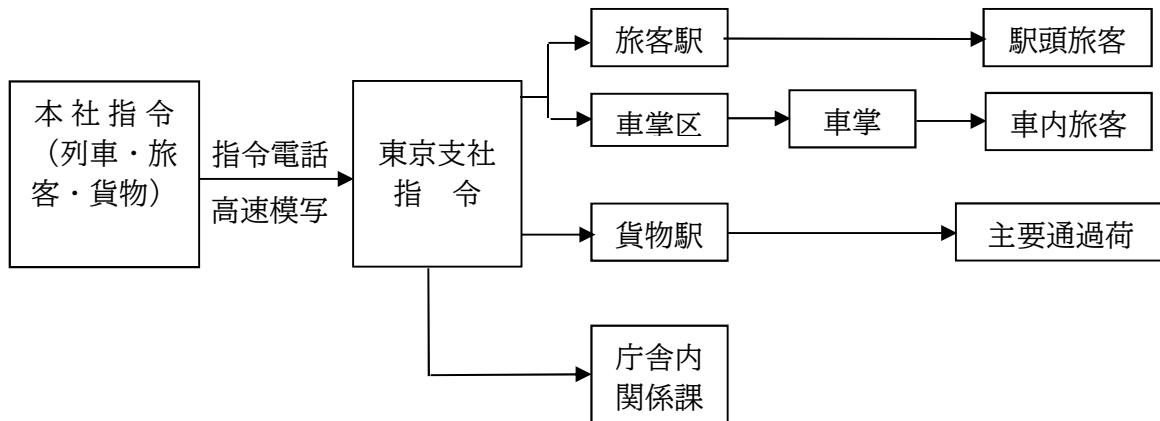
乗務員は、防災信号（サイレン）によりラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

〔鉄道機関における伝達方法〕

1 都営地下鉄



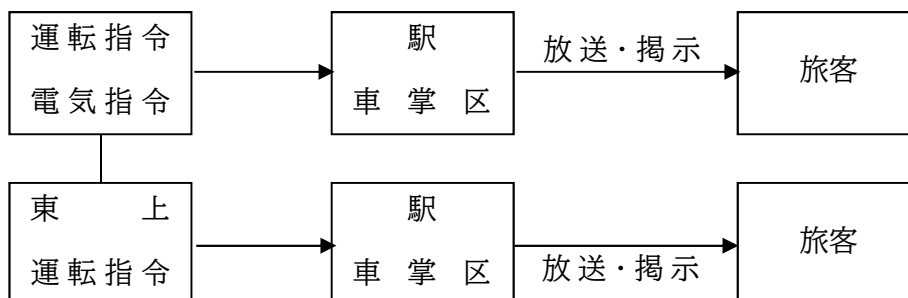
2 JR東日本



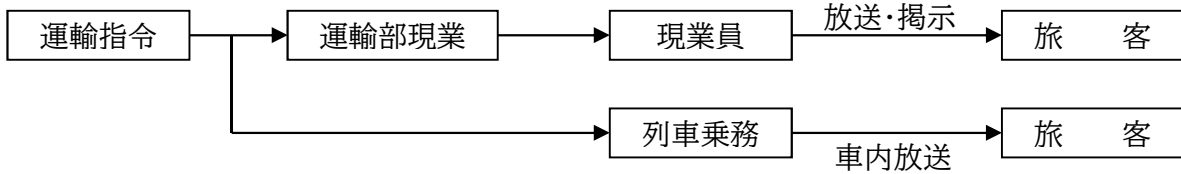
一斉情報放送装置系統及び設置駅

- 1 常磐系(上野・取手間各駅)
- 2 山手系(山手線・埼京線・川越線各駅)
- 3 中央系(庁舎内・旅客課・広報課 東京・高尾間各駅)
- 4 京浜東北系(大宮・大船間各駅 保土ヶ谷・戸塚を含む)
- 5 総武系(秋葉原・千葉間各駅及び総武快速地下駅各駅)

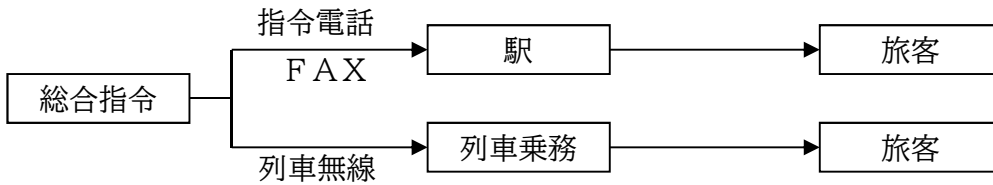
3 東武鉄道



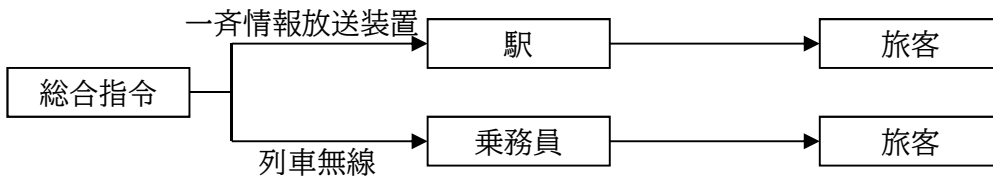
4 京成電鉄



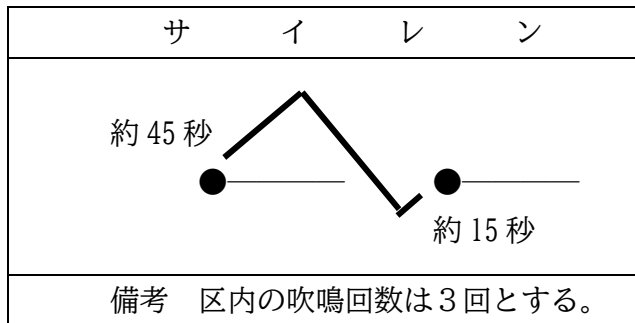
5 東京地下鉄



6 首都圏新都市鉄道



〔区防災信号(サイレン)の吹鳴パターン〕



第6章 学校、病院、福祉施設対策

1 学校（幼稚園・小学校・中学校）

（1）在校（園）時

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置をとる。
- ② 警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒を計画に従って帰宅させる。
- ③ 帰宅に当たって、幼児・児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者が委任した代理人（以下、「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
- ④ 一斉帰宅抑制により、保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。
また、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、ツイッター等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保する。
- ⑤ 生徒については、個々に、帰宅経路・手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させるか、あらかじめ保護者引き渡しなど帰宅方法について保護者と確認があった場合はそれに従って帰宅させる。
- ⑥ 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
- ⑦ 特別支援学級の児童・生徒については、保護者に引き渡す。引取りのない者については、学校で保護する。

（2）校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、地震対策強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部または対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。
地震対策強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前記①と同様の措置をとる。

（3）学校（園）におけるその他の対応策

- ① 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

- ② 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料・寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、または地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ④ 残留する幼児・児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、教育委員会へ報告する。

（4）警戒解除宣言後の連絡等

- ① 警戒解除宣言後の情報は、ラジオ、テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。
- ② 警戒解除宣言後の授業再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

（5）幼児・児童・生徒に対する伝達と指導

学校（園）は、東海地震注意情報が発令された後、適切な時期に授業を学級指導・ホームルームに切りかえ、東海地震注意情報が発令されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

幼児・児童・生徒の安全を図る指導に当たり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

（6）東海地震注意情報発令時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報が発令されると、幼児・児童・生徒の保護者が、直ちに引取りに来校（園）することが予想される。学校（園）においては、東海地震注意情報発令時は授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるように打合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報の発令で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。

2 病院、診療所

（1）診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。そのために必要な職員の確保は、医師会、歯科医会、各医療機関においてあらかじめ定められた緊急連絡網の方法（災害時のマニュアルに記載された方法など）により行う。

退院や一時帰宅を希望する入院患者については、担当医師の判断により許可を与える。

なお、日程の変更可能な手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

(2) 防災措置

病院や診療所は、医療救護活動の重要な拠点となるとともに、入院患者等や医薬品等の安全確保等、厳重な注意を払う必要がある。そこで、発災による被害の防止及び軽減を図るため、「病院の施設・設備自己点検チェックリスト(改訂版：平成12年3月：健康局)」等を参考に、次の項目を中心に措置を講ずる。

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 薬品、危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

患者に不安を与えないようにするため、収集した情報については必要に応じて適宜伝達する。

3 福祉施設等

(1) 保育園・こども園（長時間保育）

警戒宣言が発せられた場合、園児はあらかじめ定められた保護者等の引取り者に引き渡す。警戒宣言の解除までは基本的に臨時休園とし、ライフライン従事者家庭等への保育再開は警戒宣言発令状況等に応じて検討する。

また、園舎、設備の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

① 対応姿勢

- ア 警戒宣言が発せられたときは、園長は職員全員への周知を図る。
- イ 職員は、あらかじめ定められた任務分担を冷静沈着に励行する。
- ウ 園長は、職員の体制が不備と判断した場合には、あらかじめ定められた手段により関係機関に応援を依頼する。
- エ 園外保育中に警戒宣言が発せられたときは、速やかに園外にいる職員に連絡をとり、安全を確認しながらの帰園（状況により安全な場所への避難）を指示するとともに応援職員を向かわせる。
- オ 遠足等で離れた場所にいる場合には、教育委員会（児童保育課）及びその地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰園の措置をとる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。
- カ 保育園は平素から、保護者に対して園の対応策を周知徹底しておく。注意情報発令時

には家庭・職場においても地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合には直ちに園児を引取りに出る準備を整えるよう伝えておく。注意情報発令段階で保護者が園児を引取りに来園した場合は、園長の責任において引渡しを行う。

- キ 園外避難が必要となった場合には避難先を玄関または門扉に掲示し、可能な限り残留児保護者への電話連絡等を試みる。

② 園児への対応

- ア 保護者の引取りがあるまでに帰宅の準備をさせ、保護者に引き渡すまでは不安の解消に努めながら園において保護する。
- イ あらかじめ定められた引取者の名簿を確認した上、引渡しをして記録する。
(入園時に配布してある「災害時引取りカード」を受取り、確認してから引き渡しを行う。)
- ウ 一斉帰宅抑制等により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、園長は園内保護について保護者にあらかじめ周知するとともに、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した安否確認手段を複数用意しておく。園と保護者との連絡手段を確保したうえで、園児の不安を軽減するために保護者の状況（現在地等）を随時伝えていく。
- エ 残留する園児の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ教育委員会（児童保育課）と協議し、緊急時の役割分担に従って措置をとる。残留児数等については、随時教育委員会（児童保育課）へ報告する。

③ 園舎等の防災措置

- ア 施設設備の点検及び整備
- イ 備品等の転倒・落下物の防止策
- ウ 飲料水の備蓄と確保、食料・ミルク等の在庫量の確認及び確保
- エ 火気・薬品・停電後の通電等による火災防止策
- オ 消火器及び応急備品の確認

④ その他

- ア 警戒宣言発令時には混乱が予測されるため、園児の引取りについては、事前に保護者と十分に確認しておく。
- イ 日頃から職員、園児、保護者等に対する防災教育を行っておく。
- ウ 日頃から関係機関との緊密な連絡を行えるよう体制を整備しておく
- エ 警戒宣言解除後の情報は、ラジオ・テレビ・区の広報等によって得るものとする。
- オ 警戒宣言解除後の保育再開の日時は、教育委員会（児童保育課）との協議による。

(2) 児童館・こどもクラブ等

① 平常時における対応

ア 保護者及び児童に対する周知

- (ア) 警戒宣言が発せられた場合の児童館・こどもクラブでの対応策を、保護者にあらかじめ周知しておく。
- (イ) 災害時の帰宅経路や最終の到着き場所等について、日頃から家族で話し、決めておくよう指導する。

イ 児童館・こどもクラブでの対応

- (ア) 児童館は入館票をきちんと書かせる。
- (イ) 医薬品、消火器等の整備点検を行う。
- (ウ) 非常口の整理確認及び誘導表示を整備する。
- (エ) 飲料水を確保する。
- (オ) 緊急時における職員の分担を明確にしておく。
- (カ) 非常持出品の整備確認を行う。
- (キ) 応急救護の方法を習得しておく。
- (ク) 備品類等の転倒防止、窓ガラスの落下防止に努める。
- (ケ) 日頃から指定避難先まで実際に歩いて訓練しておく。
- (コ) 医療機関の確認をしておく。
- (サ) 防災頭巾を用意させ、各児童館・こどもクラブに保管しておく。

② 報道開始時から警戒宣言発令まで

- ア 警戒宣言が発せられたときは、施設長は全職員に周知する。
- イ 児童館は入館票の記入もれを確認し、補正する。
- ウ 医薬品、消火器、非常口、ガス元栓、火気等の再点検を行う。

③ 警戒宣言が発せられてから災害が発生するまで

- ア 児童館はマイクで放送し、入館者に警報の内容を説明する。
- イ 児童にあわてないよう指導する。
- ウ 児童を施設外に出さない。(児童館は、中学生以上は保護者の確認後、帰宅させる。)
- エ 児童館は入館票と本人の照合及び住所の確認を行う。
- オ 頭部等の保護や落下物に注意させる。
- カ 児童館は保護者が引取りにきたら引き渡して入館票にチェックし、残留児童の確認を行う。
- キ こどもクラブは、あらかじめ定められた保護者等の引き渡し者に児童を引き渡す。
- ク 施設長は、職員の体制が不備と判断した場合には、応援職員の派遣を本部に要請する。
- ケ 児童館・こどもクラブ外に避難する場合は、避難先がわかるように玄関先に掲示し、できれば連絡員を残す。

第7章 劇場、高層ビル、地下公共通路等対策

1 劇場等

(1) 劇場、映画館

- ① 混乱防止の観点から、営業を自粛するよう要請する。ただし、駅等の混乱状況によっては、弾力的に運用するよう指導する。
- ② 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による誘導を行うよう指導する。

(2) 浅草公会堂、区民会館

- ① 警戒宣言が発せられると同時に、主催者と協議の上閉館する。
- ② 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。
- ③ 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認の上保安要員を確保する。

(3) 老人福祉センター、区民館、教育施設等

- ① 警戒宣言が発せられた場合、個人使用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、施設利用の自粛を要請する。また、団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。
- ② 職員の役割分担の確認を行い、危険か所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。

2 高層ビル

- (1) ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所においては、つとめて平常通り営業を継続するよう要請する。
- (2) 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導する。
- (3) エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

3 地下公共通路等

- (1) 地下公共通路内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。
- (2) 利用客に対しては、必要な情報を伝達するとともに、従業員による誘導を実施するよう指導する。

第8章 情報通信対策

1 地域防災広報

テレビ・ラジオ放送等を通じ以下の情報提供及び必要な広告を行う。

- (1)通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況
- (2)災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- (3)その他必要とする事項

2 地震防災応急対策

- (1)110番・119番等重要通信確保のため一般通信の利用制限
- (2)災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- (3)対策要員の確保及び広域応援
- (4)災害対策用機器及び資器材の確保
- (5)電気通信設備・建物等の巡視と点検
- (6)工事中の設備に対する安全措置
- (7)帰宅困難者対策として情報提供ステーション等の公衆無線LANの無料開放

第9章 電気、ガス、上下水道対策

1 電気

(1) 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員・資器材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報または警戒宣言情報を知ったとき、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事業所は、非常体制を発令する。

② 資器材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、船艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合は、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において、地震発生危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

① 特別巡視、特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調達等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛り中の工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

2 ガス

(1) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

(2) 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中または作業中のガス工作物については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事または作業を中断する。

(3) 対策要員の確保

- ア 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。
- イ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。

(4) 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

3 上水道

警戒宣言が発令された場合は、次のとおり必要な措置を行う。

(1) 平常給水の維持

- ① 浄水場（所）、給水所等は、必要な配水圧力を確保する。
- ② 地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保する。
- ③ 水質センターは、水質事故の発生に備え水質監視体制及び河川等水源水質の監視を強化する。

(2) 保安点検措置

- ① 水道施設の保安点検措置
- ② 工事現場の保安点検措置
- ③ 水源林の保安点検措置

(3) 応急給水活動の準備

- ① 応急給水用資器材の点検及び準備
- ② 関係会社の輸送用車両の手配及び受入れ

(4) 応急対策支援活動の準備

- ① 庁舎関係の安全対策

- ② 関係会社への協力要請及び確認
- ③ 書類在庫量の把握
- ④ 広報活動
 - ア 当座の飲料水のくみ置き の要請
 - イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
 - ウ 地震発生後の広報等の実施方法
 - エ 地震発生後における住民への注意事項
 - オ 応急対策活動の記録及び整理

4 下水道

(1) 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

(2) 緊急防潮配備態勢

東京湾、河川の水位情報、気象情報等から総合的に判断し、高潮防潮扉を閉鎖する。

(3) 施設等の保安措置

- 管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。
また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

(4) 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- ① 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- ② タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

第10章 生活物資対策

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するように要請する。

- 1 台東区商店連合会、台東区商店街振興組合連合会を通じ、各商店街に要請する。
- 2 適正価格による円滑な供給に努めるよう指導する。
- 3 平常時から連絡を密にする。

第11章 金融対策

関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都）の指導方針に基づき、各金融機関及び区民に対し、次のとおり協力依頼及び広報を行うものとする。

1 金融機関

- (1) 原則として平常どおり営業する。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については継続する。
- (2) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭はその旨を掲示する。
- (3) 店内の顧客及び従業員の安全を確保するため、危険か所の点検等適切な応急措置をとる。

2 区民への広報

区内の各金融機関が原則として平常通り営業しているので、不要な預貯金の引き出しは自粛するよう広報する。

第12章 避難対策

警戒宣言が発せられた場合でも、台東区においては、東海地震が発生した場合の予想震度は震度5弱と予想されるので、原則として避難は行わない。

第13章 救援・医療救護対策

1 食料等の配布体制

- (1) 区及び都は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送・配付を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。
- (2) 区及び都は、備蓄物資及び調達物資を輸送するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。
- (3) 区は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

2 医療救護体制

警戒宣言が発せられとき、区は、災害発生に備え、自ら医療救護班の編成や備蓄している医療資器材の点検等の準備するとともに、区医師会等に医療救護班の編成準備を要請する。区医師会等は、編成を計画している医療救護班等が速やかに出動できるよう体制を整えるものとする。

第6編 区民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、台東区の地域は震度5弱程度と予想されている。

この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想されている。

台東区は、東京の代表的な下町として繁栄している反面、地形的にも地盤が軟弱な地域もあり、加えて人口密度も高い。また、古くから木造住宅が密集しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害の発生が危惧されている。

このため、台東区及び各防災機関は万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するため、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。

本編においては、平常時から警戒宣言が発せられたときに、区民、自主防災組織及び事業所がとるべき行動基準を示すものとする。

第1章 区民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険か所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

区・消防署・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に自主防災組織・交番等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) 情報に注意するとともに、冷静に行動する。
 - ① テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - ② あわてた行動をとらないようにする。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ① 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ② 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ① ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - ② 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ③ ガスメーターコックの位置を確認する。
 - ④ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。
 - ⑤ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ⑥ 危険物類の安全防護措置を確認する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- (4) 家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。
棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検する。
危険か所はロープを張るなど、付近に近寄らないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ① 窓ガラスに荷造り用テープを貼る。
 - ② ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認する。
- (9) 火に強く、動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。
役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ① 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - ② 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - ③ 走行中の自家用車は目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ① 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対

応する。

- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2章 自主防災組織のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険か所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等にも周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ① 区及び防災機関からされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ② 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守、非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
 - 区、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオの情報に注意する。
- (2) 地区内住民に冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 各防災機関からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置を呼びかける。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 老人や病人の安全に配慮する。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意をする。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 自主防災組織未結成の地域

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会等の組織が前記に準じた行動を行う。

第3章 事業所のとるべき措置

1 平常時

- (1) 消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画の作成
- (2) 従業員に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、利用者、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
この場合、百貨店等不特定多数の者が利用する施設においては、特に利用者等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、利用者、従業員等が適正な行動をとれるようにする。
この場合、障害者、高齢者等の安全確保に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者が利用する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあっては、原則として混乱防止のため営業を自粛するものとする。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火上または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・区市町村・警察署・消防署（所）・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等区民の生活上必要な車両以外の使用は可能な限り制限する。
- (10) 救助・救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器

材を配備する。

- (11) 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は、極力平常通りの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。